

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則

(目的)

第一条 この規則は、県内の同和関係者の子弟で、理容美容学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対し、理容美容学校奨学資金(以下「奨学金」という。)の貸与を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ◆規 則 鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則(衛生課)
- ◆鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(労政訓練課)
- ◆教委規則 鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)

規 則

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則をここに公布する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

- 一 県内の同和関係者の子弟であること。
- 二 理容美容学校の昼間課程又は夜間課程に在学している者であること。
- 三 低所得世帯(世帯の構成員に係る収入の合計額が、知事が別に定める額以下である世帯をいう。)に属し、経済的な理由により修学が困難な者であること。
- 四 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十条第一

項第二号に規定する修学資金の貸与を受けている者でないこと。

(奨学生の額)

第四条 奨学生の額は、月額一万円とする。

(奨学生の貸与期間)

第五条 奨学生の貸与期間は、奨学生の貸与を受けることとなつた月から在学する理容美容学校の正規の修業期間の終了する月までとする。

(奨学生の貸与の申請)

第六条 奨学生の貸与を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次の書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 世帯調書(様式第一号)

- 二 在学証明書

(連帯保証人)

第七条 奨学生の貸与を受けようとする者は、連帯保証人一人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(奨学生の貸与の決定及び通知)

第八条 知事は、第六条の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、奨学生を貸与することを適當と認めたときは、貸与の決定をし、申請者に対してもその旨を通知するものとする。

(誓約書)

第九条 奨学生の貸与の決定を受けた者は、速やかに、様式第三号による誓約書を知事に提出しなければならない。

(奨学生の交付)

第十一条 奨学生は、毎月一月分ずつ交付する。ただし、必要があると認め

るときは、二月分以上をまとめて交付することができる。

(奨学生の打切り及び休止)

第十二条 奨学生の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その月分)から奨学生の貸与を打ち切る。

- 一 第三条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 二 奨学生の貸与を受けている者が貸与の辞退を申し出たとき。
- 三 その他奨学生の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 奨学生の貸与を受けている者が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その月分)から復学した日の属する月の前月分までの奨学生の貸与を休止する。この場合において、休止された月分の奨学生が既に交付されているときは、当該奨学生は、復学した日の属する月分以降の月分の奨学生として交付されたものとみなす。

第十三条 奨学生の貸与を受けた者は、奨学生の貸与が終了し、又は前条第一項の規定により奨学生の貸与を打ち切られたときは、様式第四号による借用証書を知事に提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第十四条 奨学生の貸与を受けた者は、奨学生の貸与が終了し、又は第十三条第一号の規定により奨学生の貸与を打ち切られたときは、貸与が終了し、又は貸与が打ち切られることとなつた月の翌月から起算して六ヶ月を経過した後、知事の定めるところにより五年以内に、年賦又は半年賦

の方法で貸与を受けた奨学生を返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、知事は、奨学生の即時返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により奨学生の貸与を受けたとき。
- 二 正当な理由がなく奨学生の返還を怠つたとき。

(奨学生の返還債務の履行の猶予)

- 第十四条 奨学生の貸与を受けた者が災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により奨学生を返還することが著しく困難になつたと認められるときは、相当の期間、奨学生の返還債務の履行を猶予することができます。

- 2 前項の規定により奨学生の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予することを適当と認めたときは、猶予の決定をし、申請者に対してもその旨を通知するものとする。

(返還債務の免除)

- 第十五条 奨学生の返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の定めるところによる。

- 2 奨学生の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第六号による申請書に様式第七号による家庭状況書その他知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審

査し、返還債務を免除することを適當と認めたときは、免除の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(届出)

第十六条 奨学生の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、様式第八号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 1 第三条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

- 二 転学し、又は休学し、若しくは復学したとき。
- 三 氏名又は住所に変更があつたとき。
- 四 連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

2 奨学生の貸与を受けた者は、前項第三号又は第四号に該当するときは、

- 直ちに、様式第八号による届出書を知事に提出しなければならない。奨学生の貸与を受けた者で、第十四条の規定により奨学生の返還債務の履行の猶予を受けた者が転学し、又は退学したときも、同様とする。
- 3 奨学生の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは、様式第九号による届出書を知事に提出しなければならない。
- 4 連帯保証人は、奨学生の貸与を受けている者又は貸与を受けた者が死亡したときは、様式第十号による届出書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、奨学生の貸与に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

日曜火月29日昭和62年9月29日

様式第1号(第6条関係)

鳥取県理容美容学校奨学資金貸与申請書											
フリガナ							郵便番号□□□-□□				
申請者氏名	年	月	日生男・女	住 所	(電話	局	番)				
在学 名 称	理容科 昼間課程 美容科 夜間課程			修業期間	年	月	日から				
学校 所在地					年	月	日まで				
母子及び寡婦福祉法による修学資金の有無				有 • 無							
姓 名	年齢	統柄	職業及び勤務先又は在 学学校名	健康状態	備 考						
家 庭 の 状 況											
上記のとおり相違ありませんので、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第 6条の規定により、理容美容学校奨学資金の貸与を申請します。											
年 月 日	申請者 氏 名			合 計							
連帯保証人	勤便番号 □□□-□□			生活保護の受給の有無	有 • 無						
住 所	(電話 局 番)			上記のとおり相違ないことを証明する。							
氏 名	年 月 日			市町村長 氏 名							
申請者との統柄()				国							
職 氏	名 殿										

様式第2号(第6条関係)

世 带 調 書								
フリガナ				申請者氏名				
世帯主氏名				郵便番号 □□□-□□	(電話 局 番)			
世帯主住所								
収 入 状 況								
氏 名	申請者 との統柄	職 業	所 得 領(年分)	所 得	所 得 合	備 考		
本 人								
合 計								
生活保護の受給の有無								
上記のとおり相違ないことを証明する。								
年 月 日								
市町村長 氏 名								
国								
注 「所得額」及び「生活保護の受給の有無」の欄は、市町村長が記入す ること。								

様式第3号(第6条関係)

誓約書

私は、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則を堅く守り、性行を慎み、学業に励むことを誓約いたします。

なお、鳥取県理容美容学校奨学資金の返還についても、同規則の規定に従い、連帯保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄()

職 氏 名 殿

④
収入印紙④
鳥取県理容美容学校奨学資金借用証書

借入金額 金 円

私は、上記の金額の鳥取県理容美容学校奨学資金の貸与を受けました。

については、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の規定及び裏面鳥取県理容美容学校奨学資金返還明細書に従い、滞りなく、返還します。

年 月 日

本 人 郵便番号 □□□-□□

住 所 (電話 局 番)

氏 名 年 月 日 生

連帯保証人 郵便番号 □□□-□□

住 所 (電話 局 番)

氏 名 年 月 日 生

職 氏 名 殿

様式第4号(第12条関係)

(表)

(裏)

様式第5号(第14条関係)

鳥取県理容美容学校奨学資金返還明細書

決定番号	第号	返還総額	返還期間			年月間
			万	千	百	
氏名			月	十	万	円
借用年	月から	年月まで	月	十	千	円
年	月から	年月まで	月		百	十
合計						
借用終了日	年月日	借用終了理由	卒業・退学・死亡・辞退・その他打ち切り			
返還年賦	第1回	年月日	金額	円		
法定期	第2回以降	毎年(月)同日	金額	円		
連絡先	第1回	年月日	金額	円		
就職の前所在地	第2回以降毎年	月日及び月日	金額	円		

上記のとおり鳥取県理容美容学校奨学資金の返還債務の履行を猶予してください
るよう、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第14条第2項の規定により申
請します。

年月日

申請者

郵便番号□□□-□□□

住所所

(電話)

局番

連帯保証人

郵便番号□□□-□□□

住所所

(電話)

局番

④

職氏名殿

添付書類

- 1 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
- 2 正確かつ鮮明に記入し、数字は、算用数字を使用すること。
- 3 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。ただし、借用金額の
訂正は、認められない。
- 4 年賦又は半年賦のいずれか希望のものについて記入すること。
- 5 返還明細書に記載したことは、必ず写しをとつておくこと。

様式第6号(第15条関係)

鳥取県理容美容学校奨学資金返還債務免除申請書

決 定 番 号	第 号
出身(在 学)学校名	
氏 名	記

貸与を受けた総額 円

返還済額 円

返還債務の免除を受けようとする額 円

理 由

上記のとおり鳥取県理容美容学校奨学資金の返還債務を免除してくださるよう、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第15条第2項の規定により申請します。

年

月

申 請 者 郵便番号 □□□-□□

住 所 (電話 局 番)

④

連帯保証人 氏 名 郵便番号 □□□-□□
住 所 (電話 局 番)
④
氏 名

職 氏 名 殿

様式第7号(第15条関係)

家 庭 状 況 書				
決 定 番 号	第 号	出 生 (在 学)学校名	氏 名	家 族 構 成

生 活 の 状 況

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

④

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長名

④

注 「所得額」欄は、市町村長が記入すること。

日曜火曜9月29日 昭和62年

鳥取県公報

様式第8号(第16条関係)

異動届出書	
決定番号	第 号
出身(在学)学校名	
異動内容	
異動年月日	年 月 日
理由	上記のとおり異動しましたので、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第16条第項の規定により届け出ます。

様式第9号(第16条関係)

連帯保証人変更届出書	
決定番号	第 号
出身(在学)学校名	
氏名	郵便番号□□□-□□ (電話局番)
連帯保証人	本人との続柄
新住所	年 月 日生
旧住所	
理由	上記のとおり連帯保証人を変更しましたので、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第16条第3項の規定により届け出ます。
年 月 日	届出者 郵便番号 □□□-□□ 住所 (電話局番) 氏名
鳥取県理容美容学校奨学資金の返還債務を本人と連帯して負担します。 連帯保証人 氏名	
職氏	名 賞

様式第10号（第16条関係）

死 亡 届 出 書	
決 定 番 号	第 号
出身(在学)学校名	
氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

上記のとおり死亡しましたので、鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則第16条第4項の規定により届け出ます。

添付書類 死亡したことを証する書類

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則をここに公布する。
昭和六十二年九月二十九日

鳥取県規則第五十七号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則

(目的)

第一条 この規則は、県内の同和関係者又はその子弟で、公共職業訓練施設に入校する能力を有しながら経済的な理由により入校後受講が困難なものに対して、職業訓練受講奨励資金の貸与を行うことにより、社会に有為な人材を育成する所とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 同和関係者 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十一号）第二条第一項に規定する対象地域に居住する同和関係者
- 二 公共職業訓練施設 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設

(資金の種類)

第三条 職業訓練受講奨励資金は、職業訓練受講資金（以下「受講資金」と云ふ。）及び職業訓練受講支度金（以下「受講支度金」と云ふ。）と

する。

(受講資金の貸与)

第四条 受講資金は、次に掲げる要件を備えている者に對して無利子で貸与するものとする。

一 県内の同和関係者又はその子弟であつて、おおむね三十歳未満のものであること。

二 公共職業訓練施設の行う養成訓練（短期課程を除く。）又は能力再開発訓練（短期課程を除く。）を受講している者であること。

三 低所得世帯（世帯の構成員に係る収入の合計額が、知事が別に定める額以下である世帯をいう。以下同じ。）に屬し、経済的な理由により、前号に掲げる職業訓練の受講が困難な者であること。

四 雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第十三条第一号に規定する給付金の支給を受けていない者であること。

五 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第十条第二項に規定する求職者給付の基本手当及び技能習得手当を受けていない者であること。

(受講資金の額)

第五条 受講資金の額は、月額一万四千五百円とする。

(受講資金の貸与期間)

第六条 受講資金の貸与期間は、受講資金の貸与を受けることとなつた月から訓練期間の終了する月までとする。

(受講資金の貸与の申請)

第七条 受講資金の貸与を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次の書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 一世帯調書（様式第二号）
二 受講証明書
(連帯保証人)

第八条 受講資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人一人を立てなければならない。

二 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならぬ。

(受講資金の貸与の決定及び通知)

第九条 知事は、第七条の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、受講資金を貸与することを適當と認めたときは、貸与の決定をし、申請者に對してその旨を通知するものとする。

(誓約書)

第十条 受講資金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、様式第三号による誓約書を知事に提出しなければならない。

(受講資金の交付)

第十一條 受講資金は、毎月一月分ずつ交付する。

(受講資金の貸与の打切り及び休止)

第十二条 受講資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から受講資金の貸与を打ち切る。

一 第四条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

二 受講資金の貸与を受けている者が貸与の辞退を申し出たとき。

三 その他受講資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

二 受講資金の貸与を受けている者が休校したときは、当該休校した日の

属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から復校した日の属する月の前月分までの受講資金の貸与を休止する。

（借用証書の提出）

第十三条 受講資金の貸与を受けた者は、受講資金の貸与が終了し、又は前条第一項の規定により受講資金の貸与を打ち切られたときは、様式第四号による借用証書を知事に提出しなければならない。

（受講資金の返還）

第十四条 受講資金の貸与を受けた者は、受講資金の貸与が終了し、又は第十二条第一項の規定により受講資金の貸与を打ち切られたときは、貸

与が終了し、又は貸与が打ち切られることとなつた月の翌月から起算し

て六月を経過した後、知事の定めるところにより二十年以内に、年賦又は半年賦の方針により貸与を受けた受講資金を返還しなければならない。ただし、受講資金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 前項の規定にかかると、受講資金の貸与を受けた者が次の各号の一

に該当するときは、知事は、受講資金の即時返還を命ずることができる。
一 虚偽の申請その他不正な手段により受講資金の貸与を受けたとき。

二 正当な理由がなく受講資金の返還を怠つたとき。
(受講資金の返還債務の履行の猶予)

第十五条 受講資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、受講資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 公共職業訓練施設若しくは職業訓練大学校で職業訓練を受講しているとき、又は受講修了後六月を経過しないとき。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、

高等専門学校若しくは大学（以下「高等学校等」という。）に在校するとき、又は高等学校等を卒業後六月を経過しないとき。

三 災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、返還期日

に受講資金を返還することが著しく困難になつたと認められるとき。

者は、様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審

査し、返還債務の履行を猶予することを適當と認めたときは、猶予の決定をし、申請者に対してもその旨を通知するものとする。

（返還債務の免除）

第十六条 受講資金の返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の定めるところによる。

2 受講資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第六号による

申請書に様式第七号による家庭状況書その他知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、返還債務を免除することを適當と認めたときは、免除の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（届出）

第十七条 受講資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、様式第八号による届出書を知事に提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。

二 休校し、又は復校したとき。

三 氏名又は住所に変更があつたとき。

四 連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

(受講支度金の額)

第十九条 受講支度金の額は、一時金二万二千円とする。

(準用規定)

第二十条 第七条から第十条まで、第十三条から第十六条まで及び第十七条から第二項から第四項までの規定は、受講支度金について準用する。この場合において、第十三条中「受講資金の貸与が終了し、又は前条第一項の規定により受講資金の貸与を打ち切られたとき」とあるのは「訓練期間が終了し、又は第四条各号若しくは第十八条各号に掲げる要件のいずれかをなくして至ったとき」と、第十四条第一項中「受講資金の貸与が終了し、又は第十二条第一項の規定により受講資金が打ち切られたときは、貸与が終了し、又は貸与が打ち切られることとなつた月の翌月から」とあるのは「訓練期間が終了し、又は第四条各号若しくは第十八条各号に掲げる要件のいずれかをなくして至つたときは、訓練期間が終了し、又は第十七条第二項中「前項第三号又は第四号に該当することとなつたとき」とあるのは「第四条各号若しくは第十八条各号に掲げる要件をなくして至つたとき、氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき」と、同条第三項及び第四項中「貸与を受けている者又は貸与を受けた者」とあるのは「貸与を受けた者」と読み替えるものとする。

- 3 受講資金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは、様式第九号による届出書を知事に提出しなければならない。
- 4 連帯保証人は、受講資金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者が死亡したときは、様式第十号による届出書を知事に提出しなければならない。

(受講支度金の貸与)

第十八条 受講支度金は、第四条各号に掲げる要件を備えている者又は次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

一 県内の同和関係者又はその子弟であること。

二 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練施設の行う養成訓練(短期課程を除く。)又は訓練期間が六月以上の能力再開発訓練を受講する者であること。

三 低所得世帯に属し、経済的な理由により、前号に掲げる職業訓練の受講が困難な者であること。

四 扶養親族を有する者であること。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、職業訓練受講奨励資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則

様式第1号（第7条、第20条関係）

昭和62年9月29日火曜日(外埠)

13

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与申請書				
フリガナ	年月日生	性別	住所	郵便番号
申請者氏名	男・女		(課程)	(電話) 局 (番)
在学 公共 職業 訓練 施設	立 団 所在地	立 訓 練期間	(施設名) (課程)	
職業訓練 の種類	有 無	1 養成訓練 2 就業対策法 月額・年額	職業及び勤務先 又は在学学校名	健康状態 備考
雇用対策法又は 雇用保険法による 給付金の有無		1 就業対策法 2 雇用保険法		円
家庭の 状況				
申請する奨励資金の種類 1 職業訓練受講資金 2 職業訓練受講支度金				
上記のとおり相違ありませんので、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則第7条(第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。				
年 月 日	申請者 連帯保証人 住 所 (電話) 氏 名	氏 名 郵便番号 局 番	市町村長 氏 名	申 請 者 と の 統 柄
申請者との統柄(年月日生)				

様式第2号（第7条、第20条関係）

世帯	持	調	書
フリガナ		フリガナ	
世帯主氏名		申請者氏名	
世帯主住所	郵便番号	(電話) 局 (番)	
収入状況			
申請者と職業所得合計			
氏名	申請者と の統柄	職業	所得
	本人		所得
			合計
生活保護の受給の有無			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日	市町村長 氏 名		
注 「所得額」及び「生活保護の受給の有無」の欄は市町村長が記入すること。			

様式第3号(第10条、第20条関係)

(表)

誓約書

私は、職業訓練受講奨励資金の貸与を受けるにつきましては、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則を堅く守り、性行を慎み、職業訓練に励むことを誓約いたします。

なお、職業訓練受講奨励資金の返還についても、同規則の規定に従い、連帯保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

本人との続柄()

職氏名

収入印紙

職業訓練受講奨励資金借用証書

借用金額 金 円

私は、上記の金額の職業訓練受講奨励資金の貸与を受けました。
については、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の規定及び裏面職業訓練受講奨励資金返還明細書に従い、満りなく、返還します。

年 月 日

本人郵便番号□□□□-□□

住所 氏名(電話局番) 年月日生

連帯保証人郵便番号□□□□-□□

住所 氏名(電話局番) 年月日生

連帯保証人郵便番号□□□□-□□

職氏名

鳥取県取扱報

(裏)

職業訓練受講奨励資金返還明細書					
決定番号	第 号	返還額	十 万 千 百 十	円	年間
氏 名	借 用 期 間	借 用 月 數	借 用 月 額	借 用 金 額	
	受 講 金	年 月 か ら 年 月 ま で	月	万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
	借 用 金 額 合 計	年 月 か ら 年 月 ま で	月	万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
借用終了年月日		年 月 日			
借用終了理由	修了・退校・死亡・辞退・その他打ち切り				
返還方法及び返期日	年 賦	第1回 第2回以降	年 月 日 金額	円 金額	円
連絡先	就職の先及び就職の所在地	半年 賦	第2回以降毎年 月 日及び月 日	金額	円

鳥取県職業訓練受講奨励資金返還債務履行猶予申請書					
決 定 番 号	第	号	記	理 由	
出身	在校	公共職業訓練施設名			
氏 名					
返還債務の履行の猶予を受けるとする期間	年 月 日 から	年 月 日まで	年 月 日間		
上記のとおり職業訓練受講奨励資金の債務の履行を猶予してくださるよう、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則第15条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。	年 月 日	申 請 者	郵便番号	□□□-□□□	
		住 所	(電話)	局	番)
		氏 名	氏 名	郵便番号	□□□-□□□
		住 所	(電話)	局	番)
添付書類	職 氏	名 員			

注

- 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
- 正確かつ鮮明に記入し、数字は算用数字を使用すること。
- 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。ただし、借用金額の訂正は認められない。
- 年賦又は半年賦のいづれか希望のものについて記入すること。
- 返還明細書に記入したことは、必ず写しをとつておくこと。

- 添付書類
- 1 公共職業訓練施設等に在校する場合にあつては、在校証明書
 - 2 疾病又は負傷による場合にあつては、医師の診断書
 - 3 災害その他やむを得ない理由による場合にあつては、その事実を証する市町村長又は民生委員の証明書

様式6号(第16条、第20条関係)

鳥取県職業訓練受講奨励資金返還債務免除申請書	
決 定 番 号	第 号
出身公共職業訓練施設名 在校	
氏 名	記
貸 与 を 受 け た 総 額	円
返 還 满 賦 額	円
返還債務の免除を受けようとする額	円
理 由	
上記のとおり職業訓練受講奨励資金の返還債務を免除してくださるよう、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則第16条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。	
年 月 日 申 請 者 住 所 (電話 局 番) 連帯保証人 住 所 (電話 局 番) 氏 名	郵便番号 □□□一□□ 年 月 日 申 請 者 氏 名 年 月 日 市町村長 氏 名 職 氏 名 殿

様式第7号(第16条、第20条関係)

家 庭 状 況 書					
決 定 番 号	第 号	年	月	日	年
出身公共職業訓練施設名 在校					
氏 名	年齢	続柄	職 業	所(年分)	市町村民税の所得割の有無
成 員					
生 活 の 状 況					
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 申 請 者 氏 名 年 月 日 市町村長 氏 名 職 氏 名 殿					
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日					
注 「所得額」欄は、市町村長が記入すること。					

様式第8号(第17条、第20条関係)

異動届出書	連帯保証人変更届出書
決定番号	第 号
出身公共職業訓練施設名 在校	出身公共職業訓練施設名 在校
異動内容	氏名
理由	郵便番号□□□-□□ (電話局番)
異動年月日	年 月 日
上記のとおり異動しましたので、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則第17条第項(第20条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。	
届出者 住 所 (電話 氏 名 局 番) ④	連帯保証人 新 氏名 本人との続柄 住 所 由

様式第9号(第17条、第20条関係)

連帯保証人変更届出書	年 月 日
決定番号	年 月 日
出身公共職業訓練受講奨励資金貸与規則第17条第3項(第20条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。	年 月 日
上記のとおり連帯保証人を変更しましたので、鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則第17条第3項(第20条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。	年 月 日
届出者 住 所 (電話 氏 名 局 番) ④	連帯保証人 新 氏名 本人との続柄 住 所 由 ④
職業訓練受講奨励資金の返還債務を本人と連帯して負担します。 連帯保証人 氏名 職氏 名殿	

株式第10号（第17条、第20条関係）

昭和62年9月29日 火曜日

死 亡 届 出 書	
決 定 番 号	第 号
出身公共職業訓練施設名 在校	
氏 名	
死 亡 年 月 日	
連帯保証人 郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>	
住 所 (電話 局 番)	
氏 名 (印)	
職 氏 名 殿	

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を以て公布する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のよう改正する。
題名を次のよう改める。

鳥取県進学奨励資金貸与規則

第一条中「大学」を「高等学校等又は大学」に改め、「地域改善対策大学奨学資金」を「進学奨励資金」に改める。

第二条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条中同号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 高等学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校及び高等専門学校

第三条を次のように改める。

(進学奨励資金の種類)

第三条 進学奨励資金は、高等学校等奨学金及び大学奨学金（以下「奨学金」といへ。）並びに高等学校等通学用品等助成金及び大学通学用品等助成金（以下「通学用品等助成金」といへ。）とする。

第四条第二号中「大学」を「高等学校等に在学している者又は大学」に改め、「専攻科」の下に「若しくは別科」を加え、同条第四号中「修学資金」を「修学資金又は」に、「その他この規則による奨学金と同程度以上」の奨学資金の貸与又は給付」を「の貸与」に改める。

第五条の表を次のように改める。

区	分	金額
高等学校等に在学する者	国立又は公立	月額 一四、五〇〇円
大学に在学する者	私立	月額 三四、〇〇〇円
者	私立	月額 五五、〇〇〇円

第六条中「大学」を「高等学校等又は大学」に改め、「災害」の下に「、盜難」を加える。

第十四条第一項中「終了した月の翌月」を「終了し」に、「なつた月」を「なつた月の翌月」に改める。

第十五条第一項第一号を次のように改める。

- 一 高等学校等奨学金の場合にあつては高等学校等若しくは大学その他高等学校（学校教育法に規定する高等学校をいう。）を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者であることを入学の資格とする学校（以下「大学等」という。）に在学するとき、又は高等学校等若しくは大学等を卒業後六月を経過しないとき、大学奨学金の場合にあつては大学等に在学するとき。
- 第十五条第一項第二号中「災害」の下に「、盜難」を加える。

第十六条第二項中「家庭状況書」の下に「その他教育委員会が必要と認める書類」を加える。

第十七条第一項第一号中「要件」の下に「のいずれか」を加える。

第十八条中「大学」を「高等学校等又は大学」に改める。

第十九条中「三万五千円」を「次の表に掲げるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区	分	金額
高等学校等に在学する者	一時金	一一、〇〇〇円
大学に在学する者	一時金	三五、〇〇〇円

第二十条中「大学」を「高等学校等若しくは大学」に、「終了した月の翌月」を「終了し」に、「なつた月」を「なつた月の翌月」に、「要件を欠くに至つたとき」を「要件のいずれかを欠くに至つたとき」に改める。

第二十二条中「地域改善対策大学奨学資金」を「進学奨励資金」に改める。

様式第一号中「地域改善対策大学奨学資金」を「進学奨励資金」に、「

年次	を	高等學校	課程	學科	科	第	年次	は、	「	他の	又は	の貸	付
在学大學	を	在學學校	に、	大	學	部	學	科	第	年	額	年	月
修学資金 修学資金 有無	有	貸	手	・	給	付	奨学金の 名稱及び 額	月額 年額	円	月額 年額	円	付	の付

昭和62年9月29日

鳥取県立公報

や

他の奨学資金の貸与の有無

日本育英会の育英資金の貸与
母子及び寡婦福祉修学資金の貸与
鳥取県育英奨学資金の貸与

送付額に即ち「大学名」や「学校名」は、

無
無
無1 地域改善対策大学奨学金
2 地域改善対策大学通学用品等助成金1 高等学校等奨学金
2 大学奨学金
3 高等学校等通学用品等助成金
4 大学通学用品等助成金

年分) 年分) 年分) 年分)

所得額(所得額(所得額(所得額(所得

割)の課税の有無

年分)

所得額(所得額(所得額(所得

割)の課税の有無

年分)

所得額(所得額(所得額(所得

割)の課税の有無

年分)

所得額(所得額(所得額(所得

割)の課税の有無

年分)

所得額(所得額(所得額(所得

割)の課税の有無

や

送付額に即ち「地域改善対策大学奨学資金」や「進学奨励資金」は務め

る。

送付額に即ち「地域改善対策大学奨学資金」や「進学奨励資金」は務め
る。送付額に即ち「地域改善対策大学奨学資金」や「進学奨励資金」は務め
る。送付額に即ち「地域改善対策大学奨学資金」や「進学奨励資金」は務め
る。注 精神又は身体の障害による場合は、その事
診断書を添付すること。

審査

(施行期日等)

実及び程度を証する医師の

や證。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の鳥取県進学奨励資金貸付規則(昭和「改正後
の規則」といふ。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- (昭和六十一年度以前入学者に関する特例)

3

昭和六十一年度以前に高等学校等に入学した者（以下「昭和六十一年度以前入学者」という。）については、改正後の規則第四条の規定にかわらず、奨学金を給付するものとする。

4 改正後の規則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十

四条第二項、第十七条第一項、第二十二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、改正後の規則第四条中「無利子で貸与」とあるのは「給付」と、改正後の規則第六条中「貸与期間は、奨学金の貸与を受けることとなつた月から在学する高等学校等又は大学の正規の修業年限の終了する月までとする。」とあるのは「給付期間は、奨学金の給付を受けることとなつた月から当該年度の終了する月までとする。」と、改正後の規則第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条第二項及び第十七条第一項中「貸与」とあるのは「給付」と、改正後の規則第二十二条中「進学奨励資金の貸与」とあるのは「奨学金の給付」と読み替えるものとする。

（昭和六十一年度入学者に関する特例）

5 昭和六十一年度に高等学校等に入学した者（以下「昭和六十一年度入学者」という。）については、昭和六十一年度四月一日から同年九月三十日までの間、改正後の規則第四条又は第十八条の規定にかわらず、奨学金又は通学用品等助成金を給付するものとする。

6 改正後の規則第四条、第五条、第六条本文、第七条、第九条から第十

二条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条、第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、改正後の規則第四条中「無利子で貸与」とあるのは「給付」と、改正後の規則第六条中「貸与期間は、奨学金の貸与を受けることとなつた

月から在学する高等学校等又は大学の正規の修業年限の終了する月まで」とあるのは「給付期間は、奨学金の給付を受けることとなつた月から昭和六十一年九月まで」と、改正後の規則第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条第二項、第十七条第一項及び第十八条中「貸与」とあるのは「給付」と、改正後の規則第二十二条中「進学奨励資金の貸与」とあるのは「給付」と、改正後の規則第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条第二項及び第十七条第一項中「貸与」とあるのは「給付」と読み替えるものとする。

（昭和六十一年度以前入学者に関する経過措置）

7 昭和六十一年度以前入学者で、この規則の施行の際現に県教育委員会の規程（以下「他の規程」という。）により同和奨学生に決定されているものは、附則第四項において準用する改正後の規則第九条の規定により、奨学金の給付を決定された者とみなす。

8 この規則の施行前に他の規程により、昭和六十一年度以前入学者で同和奨学生に決定されているものに給付された奨学金は、附則第三項の規定により給付された奨学金とみなす。

（昭和六十一年度入学者に関する経過措置）

9 昭和六十一年度入学者で、この規則の施行の際現に他の規程により同和奨学生に決定されているものは、昭和六十一年度四月一日から同年九月三十日までの間は、附則第六項において準用する改正後の規則第九条又は第十八条の規定により、奨学金又は通学用品等助成金の給付を決定された者とみなす。

10 この規則の施行前に他の規程により昭和六十一年度入学者で同和奨学生に決定されているものに給付された奨学金又は通学用品等助成金は、附則第五項の規定により給付された奨学金又は通学用品等助成金とみなす。

11 昭和六十一年度入学者がこの規則の施行前に他の規程の規定により行つた

た申請、届出その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(地域改善対策大学奨学資金に関する経過措置)

12 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の規定によりなされた地域改善対策大学奨学資金に係る貸与の決定は、改正後の規則第九条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定によりなされた進学奨励資金の貸与の決定とみなす。

13 この規則の施行前に貸与された地域改善対策大学奨学資金は、改正後の規則第四条又は第十八条の規定により貸与された進学奨励資金とみなす。